

議長交際費慶弔基準

(平成29年4月1日現在)

○:該当の場合 △:議長がその都度定める場合

区分	対 象 者	弔 辞	香 典	供 花	
弔 慰	①現職市議会議員	本人	○	20,000	○
		配偶者	-	-	○
		血族一親等	-	-	○
	②前・元市議会議員	本人(市功労者の場合)	○	10,000	○
		本人(上記以外)	-	10,000	○
	③元大正・川西村議会議員	本人	-	-	○
	④市功労者	本人	-	-	○
	⑤議会事務局職員	本人	-	-	○
	⑥執行機関の長	本人	-	10,000	○
		配偶者	-	-	○
		血族一親等	-	-	○
	⑦執行機関の委員	本人	-	-	○
	⑧地元選出国会議員	本人	-	10,000	○
		配偶者	-	-	○
		血族一親等	-	-	○
⑨地元選出道議会議員	本人	-	10,000	○	
	配偶者	-	-	○	
	血族一親等	-	-	○	
⑩道内市議会議長	現職で死亡の場合		10,000		
⑪上記の外議長が特に必要と認めた場合		△	△	△	

区 分	対 象 者	内 容	金 額	備 考
その他	議長が特に必要と認めた場合	△	△	